

(抜 刷)

多国籍企業による租税回避の合法性

江波戸 順 史

千 葉 商 大 論 叢

第54巻 第1号

2016年9月

多国籍企業による租税回避の合法性

江波戸 順 史

はじめに

2016年4月、いわゆるパナマ文書の漏えいにより、ブラックボックスに封じ込められていた租税回避の問題が白昼のもとに晒され、それは世界を震撼させた。租税回避はこれまで一般の国民には馴染みのない問題であったかもしれないが、それがパナマ文書によって国民の関心を引くものになった今こそ租税回避を再検討する好機である。

租税回避は、脱税のような非合法的な方法で行われた租税負担の拒否とは異なり、正式なルールを巧妙に利用した租税負担の軽減である点が特徴である。しかしながら、先行研究を含め、大抵の場合、租税回避は限りなく非合法的なものであると位置づけられ、租税国家における公共財の供給財源の喪失だけでなく、社会的厚生を低下させる要因として、その防止が試みられてきた。

ただ、多国籍企業が行う租税回避がすべて非合法であるわけではなく、合法性をもって租税回避が行われるケースもある。Dunning (1993) のOLI理論によれば、タックスヘイブンは地理的な優位性をもたらす国や地域であり、またその利用による租税回避は地理的な優位性を求めた結果であると言えよう。この場合、租税回避を非合法とするのは無理があり、合法性のある租税回避を防止することは、多国籍企業の行動選択を歪めるために、むしろ社会的厚生を低下させるかもしれない。

本稿では、このような問題意識のもと、OLI理論の観点から、多国籍企業による租税回避の合法性について検討する。一般的に考えれば、租税回避は限りなく非合法的な問題であることは間違いないが、OLI理論によれば、多国籍企業による租税回避には合法性があることを明らかにし、社会的厚生を低下を阻止すべくその際の対応方法を模索する。

I. 租税国家による租税回避の防止

1. 租税国家と租税回避

まず、アメリカ合衆国や日本などの租税国家において、租税は、国防、外交、社会保障、教育、道路、上下水道、警察、消防など、多種多様な公共財を国民に供給するための財源調達手段として機能しなければならない。すなわち、ここで租税国家が求めるのは、効率的な資源配分に他ならない。図1に示されるように、租税を主たる財源として国内で利用可能な資源が公共財Xと公共財Yの供給のために配分され、資源配分が効率的になれば、社会的厚生は最大になる。なお、民間財の供給は効率的であると仮定する。

しかしながら、租税回避があった場合には、社会的厚生は低下するであろう。例えば、後述するGoogle事案のように、アメリカ合衆国から英領バミューダへ31億ドルの租税収入が

移転されれば、これはアメリカ合衆国におけるそれに相当する公共財の供給財源が失われることを意味する。このような状況のもとで、公共財が供給されると、予算制約がかかるので、図1に示されるように、その結果は生産可能性フロンティアの内側への移動として確認できよう。この場合、社会的無差別曲線も内側に移動することで、 E_2 点で公共財は効率的に供給されるが、租税回避の前と比べて、社会的厚生は W_1W_1 から W_2W_2 に低下してしまう。

そこで、租税国家は、下記のタックスヘイブン対策税制や移転価格税制のもと、公共財を供給するための財源を確保し、社会的厚生を最大にするためにも、租税回避を防止しなければならない。

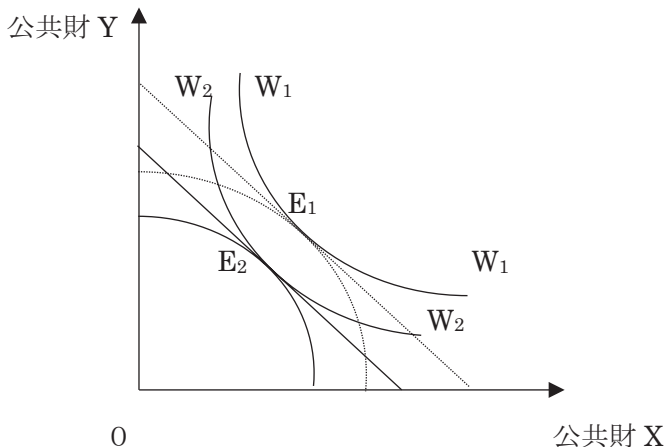
2. タックスヘイブン対策税制

まず、タックスヘイブン対策税制によれば、租税負担割合20%以下の国や地域に居住する外国子会社で、当該租税国家に居住する親会社が直接または間接に株式等の50%を保有するものの所得のうち、その株式等の保有割合に応じた分が、その親会社の所得に合算される。このような仕組みのもと、タックスヘイブンに移された所得が取り戻されることで租税回避が防止される。

なお、主要国のタックスヘイブン対策税制は、その内容から、エンティティ・アプローチとインカム・アプローチに区分できる。エンティティ・アプローチでは、一定の租税負担以下の国や地域に居住する外国子会社の所得については、所得の種類に関係なく合算して課税される。他方、インカム・アプローチでは、特定の所得だけが合算され課税される。エンティティ・アプローチをとる国としては、日本、イギリス、フランスなどがあり、インカム・アプローチをとる国には、アメリカやドイツなどがある。

パナマ文書の漏えいを待つことなく、タックスヘイブンを利用した租税回避がこれまでも行われてきたのは周知の事実であるが、タックスヘイブン対策税制は、租税国家がそれを防止するための有用な方法であることに間違いはない。この仕組みのもと、租税負担の軽い国や地域へ所得が流出するのが阻止されれば、当該租税国家の社会的厚生が低下することも無いはずである。

図1 租税回避と社会的厚生



3. 移転価格税制

次に、移転価格税制によれば、親子会社間取引のような関連者間取引における移転価格が比較対象取引における価格（独立企業間価格）に引き直され、移転価格による租税回避は防止される。なお、独立企業間価格は、原則的には、下記のような独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法（基本三法）により算定される。

■独立価格比準法では、同様の状況下において、比較対象取引における資産や役務の価格に準拠して、独立企業間価格が算定される。

■再販売価格基準法では、再販売価格から比較対象取引における独立販売マージン（independent distributor's margin）を控除して、独立企業間価格が算定される。

■原価基準法では、製造等の原価の額に比較対象取引における独立製造マークアップ（independent manufacture's markup）を加算して、独立企業間価格が算定される。

基本三法により独立企業間価格を算定する場合の要件は、関連者間取引と比較可能性のある比較対象取引の発見であるが、無形資産のような特殊性の高いものに関しては、その発見は困難であると言わざるを得ない。この場合、基本三法に代わる第四の方法として、CPM, TNMM, PS法がある。

■CPMでは、類似する環境において類似する事業活動を行う多国籍企業は同様の利益を獲得するという仮定のもと、類似した事業活動を行う比較対象企業から得られる収益性に係る利益水準指標に基づき、当該関連企業に帰属すべき所得が算定される。

■TNMM（修正再販売価格基準法）では、比較対象取引における再販売価格に営業利益率を乗じ、それに販売費及び一般管理費を加えた金額を再販売価格から控除して、独立企業間価格が算定される。

■PS法（残余利益分割法）では、第一段階として、関連者間取引における営業利益のうち通常の貢献に係る市場利益が分割される。第二段階として、残余利益が当該関連企業間で分割される。

このような仕組みのもと、移転価格による租税回避は防止され、当該租税国家は相手国への所得の流出を阻止できるので、移転価格税制が適用されることで、図1でみると、社会的厚生は W_1W_1 で最大になると期待できよう。

II. 多国籍企業における租税回避の意義

では、なぜ多国籍企業は、タックスヘイブン対策税制や移転価格税制という租税回避を防止するための仕組みの存在を知りながら、タックスヘイブンや低税率国を利用して租税回避を試みるのであろうか。多国籍企業がそれらを利用するのは他に理由があるからであり、その疑問に答えるのがOLI理論による考察である。

1. OLI理論にみる存在意義

Dunning (1993) は、多国籍企業が存在する意義をOLI—Ownership, Location, Internalization—理論から説いている。すなわち、OLI理論は、競合他社が得られないレントを獲得するために、多国籍企業が存在することを明らかにする。

第1に、Ownershipは、特殊資産（firm-specific assets）の優位性を意味する。Dunning

(1993)によれば、特殊資産には、知識や技術などの無形資産だけでなく、希少な天然資源のような有形資産も含まれる⁽¹⁾。

さて、Dunning (1993)は、特集資産は、多国籍企業に市場力を与え、コストの効率化を促進するので、多国籍企業が受ける海外活動での負担を便益が超えると分析している⁽²⁾。Eden (1988)もまた、多国籍企業が特殊資産の優位性を海外で利用すれば、競合他社よりも高い限界収入を得るか、低い限界費用を負担するだろうから、多国籍企業のレントは増加すると主張している⁽³⁾。

第2に、Locationは地理的な優位性を意味する。Dunning (1993)によれば、地理的な優位性は、製品の海外輸出よりも、現地における直接生産の利益性を高めると期待できる⁽⁴⁾。この場合、地理的な優位性としては、熟練の労働者の存在やR & Dの環境整備、生産要素の低い価格などがある。この他に、多国籍企業からすれば、低税率国もまた地理的な優位性に含めることができよう。

すなわち、これらの地理的な優位性を踏まえて、多国籍企業は活動地域を決定すると言えよう。例えば、X国とY国のいずれで活動するかを決定する際に、X国には税率が低いという地理的な優位性があり、Y国にそれがなければ、多国籍企業はX国での活動を決定するはずである。その結果として、多国籍企業は競合他社が享受できないレントを稼得することになる。

第3に、Internalizationは内部取引の優位性を意味する。Dunning (1993)によれば、内部取引の優位性には、調査費などの削減、不確実性の払拭、品質管理、市場の確保などが含まれる⁽⁵⁾。すなわち、内部取引の優位性は、外部取引で生じる問題を多国籍企業の内部取引に組み込むことを意味しよう。また、Dunning (1993)は、多国籍企業は内部取引のもとで市場の失敗を解決しようと試みると主張している⁽⁶⁾。

2. 地理的な優位性とタックスヘイブン

(1) タックスヘイブンの位置づけ

タックスヘイブンとは、一般的には、租税負担がまったくない国や地域、または租税負担がほとんどない国や地域のことである。このようなタックスヘイブンが、しばしば注目されるのは、後述のGoogle事案のように、国際的に活動する多国籍企業が租税回避を行うために利用するからである。ただOLI理論によれば、タックスヘイブンは地理的な優位性のある国や地域であり、Google事案もまた地理的な優位性を求めた結果と考えることができよう。

2010年、OECDは租税負担がまったくない国や地域のリストを公表したが、しかしながら、タックスヘイブンに関する明確な定義が一般的にはないために、OECDのリストに関係なく、実質的な見地から租税負担の軽い国や地域もまたタックスヘイブンと認識され

(1) Dunning, J.H. [7] p.198.

(2) Dunning, J.H. [7] pp.191-194.

(3) Eden, L. [9] p.127.

(4) Dunning, J.H. [7] pp.197-199.

(5) Dunning, J.H. [7] p.198.

(6) Dunning, J.H. [7] pp.193-194.

る。租税負担が軽い国としては、スイス、ルクセンブルク、ベルギー、オーストラリアなどがあげられる。他方、租税負担が軽い地域としては、香港やマカオ、アメリカのデラウェア州などがある。

さらに最近、租税回避の温床となっているアイルランドも実質的にはタックスヘイブンとして位置づけられるのではないだろうか。アイルランドは、他国にはない管理支配主義やアイルランド・オランダ租税条約があるために、多国籍企業が租税回避をする機会を与えるタックスヘイブンであり、それと同時にOLI理論からみれば、地理的な優位性をもたらす租税国家に他ならない。

(2) 地理的な優位性と租税回避

確かに、大抵の租税国家（アイルランドを含まない）にとっては、タックスヘイブンを利用した活動は非合法的な租税回避に他ならない。しかしながら、多国籍企業からすれば、タックスヘイブンを利用した租税回避は、地理的な優位性を得るための経営戦略なのかもしれない。租税国家の見解は、多国籍企業によるタックスヘイブンを利用しない取引と利用した取引を比較することで理解できる。

図2には、タックスヘイブンを利用しない取引が示されている。例えば、A国企業がB国企業に1000を貸し付け、それによってA国企業は200の利子を得た場合を想定する。この場合、A国企業が得た利子にはA国の法人税が課税される。法人税率を30%と仮定すれば、この取引においてA国企業が負担する法人税は60になる。

他方、図3には、タックスヘイブンを利用した取引が示されている。上記の例と同じように、A国企業がB国企業に1000を貸し付ける場合を想定する。ただし、A国企業はタックスヘイブン（法人税率はゼロ）に出資金1000で設立した子会社を経由して貸し付けを行ったとする。すなわち、この取引では、直接的には、外国子会社が出資金1000を元手にB国企業に貸し付けを行ったことになる。この場合、200の利子が生じるが、それはタックスヘイブンにある子会社が受け取るので、A国企業が負担する法人税はなく、タックスヘイブンの法人税率がゼロであるために外国子会社の法人税もまたゼロとなる。

この取引がタックスヘイブンを利用した租税回避の一般的な例である。取引の内容が同じであっても、タックスヘイブンを利用することでA国企業が負担する法人税はゼロにできるのだから、租税国家がこの取引を租税回避として認識するのは納得できよう。

ただ、外国子会社がペーパーカンパニーではなく当該活動に実態がある場合、それを非合法とするのは難しく、多国籍企業にとっては地理的な優位性を求めた結果として認めざるを得ないであろう。

Ⅲ. OLI理論による租税回避の合法性の検証

1. 租税回避の合法性

そもそも租税回避については税法上の明確な定義が存在しない。そのため、その解釈により合法性があるかないかの判断がなされる⁽⁷⁾。そのような中で、谷口(2014)は、租税回

(7) 川田剛[2] p.4では、合法性のある節税と非合法的な租税回避との境界線について、納税者(多国籍企業)と課税当局(租税国家)との間に差があることが指摘されている。

図2 タックスヘイブンを利用しない取引

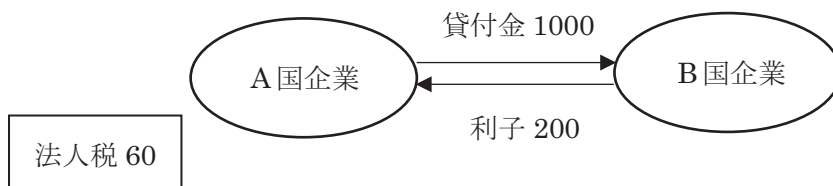
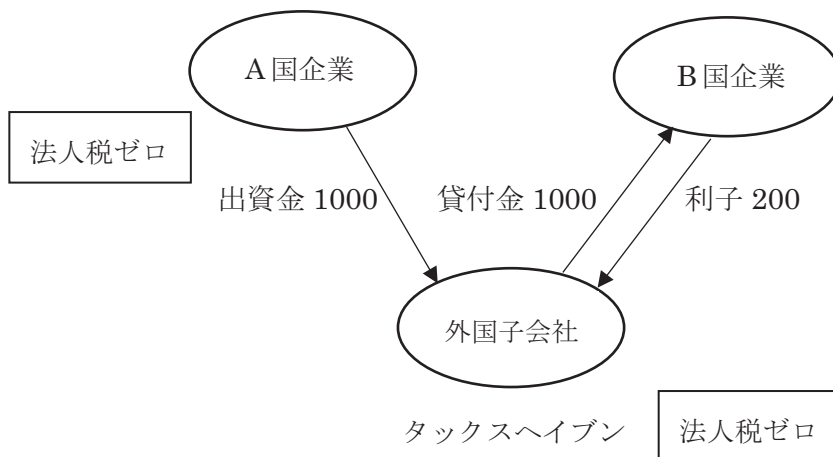


図3 タックスヘイブンを利用した取引



避を「課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の適法だが不当な軽減または排除」と考えている⁽⁸⁾。しばしば、租税回避は脱税と混同されるが、それは間違いである。脱税は明らかにルールに反する形で租税負担を拒否する行為であるが、租税回避は上述の考えにもあるように不当かもしれないが適法ではある。

さらに、西野(1994)によれば、租税回避は「非合法的租税回避 (tax evasion)」と「合法的租税回避 (tax avoidance)」に区分される⁽⁹⁾。前者は、租税負担の一部または全部を非合法に逃れる行為である。後者は、非合法的行為ではないが、税法上で意図されたものとは異なる目的で税法のループホールを利用した租税負担を逃れる行為である。この区分に従えば、脱税は非合法的租税回避であるが、上記のようなタックスヘイブンを利用した租税回避は、多国籍企業がペーパーカンパニーでない限り合法的租税回避に該当するであろう。

西野(1994)の合法的租税回避は一般的に租税回避として批判されるものであり⁽¹⁰⁾、また谷口(2014)の「適法だが不当」との祖語があるのも確かである。しかしながら、合法性があるか否かだけで判断すれば、西野(1994)の考えは間違いではなく、本稿もそれを支持する。OLI理論からみても、タックスヘイブンを利用した租税回避は、地理的な優位性を求

(8) 谷口勢津夫 [3] p.2.

(9) 西野万里 [4] p.34.

(10) OECD [10] では、租税回避は、本来意図されていない目的のために法律を利用するとしてその批判的な特徴が指摘されている。

めた結果であり、不当かもしれないが適法であるので合法性があると言えよう。

2. 地理的な優位性と租税回避の合法性—Google 事案を例に—

Google は、2007 年から 2009 年までの間に、下記の方法を利用して、海外事業から得た所得の大半をタックスヘイブンに移すことで 31 億円もの租税回避を行った（以下「Google 事案」）⁽¹¹⁾。特に、この租税回避で中心的な方法となったのが、ダブルアイリッシュとダッチサンドイッチであり、OLI 理論によれば、それらの方法は以下のように解釈できよう。

(1) ダブルアイリッシュ

地理的な優位性の観点から、まず注目すべきはダブルアイリッシュである。ダブルアイリッシュは、アイルランド国内に 2 つの関連企業を置き、アイルランド特有のルールのもと合法性をもって行われる租税回避の方法である。

図 4 から、その仕組みをみると、アイルランドに A 社と B 社という関連企業が置かれ、A 社に関してはアイルランドで登記されているが、その中枢を担う経営・管理などは英領バミューダ（タックスヘイブン）で行われているため、この場合 A 社はバミューダ法人と認識される（管理支配主義⁽¹²⁾）。そのため、A 社に集められた所得にはバミューダの課税権が及ぶことから、アイルランドは課税しない。他方、B 社は、アイルランド法人なので法人税が課されるが、所得から A 社へのロイヤルティー支払いなどが差し引かれた後、課税対象となる残額はわずかであるため（利益率 1%）、実質的には法人税はかからないことになる。

ダブルアイリッシュは、OLI の理論からは地理的な優位性を求めた結果であると考えれば、アイルランドという租税国家の正式なルールを巧みに利用した租税回避であるため、それを脱税と並ぶ非合法とするのは無理があるのではないだろうか。

(2) ダッチサンドイッチ

ダッチサンドイッチもまた地理的な優位性に含まれると言えよう。アイルランド-オランダ租税条約では、両国間のロイヤルティー支払いには源泉税を課さないと定められているが、これを利用した租税回避がダッチサンドイッチである。

図 4 に示されるように、B 社が、上述した A 社へのロイヤルティー支払いを直接的に行うのではなく、オランダ法人の C 社にまずロイヤルティーを支払い、その後 C 社が A 社にそれを支払うという手続きを踏むことで、ダッチサンドイッチが完成する。この方法によって、アイルランドから EU 域外への支払いに対する 20% の源泉税が免除される。

これもアイルランドとオランダとの間で締結された公式の租税条約のもとで、合法性をもって行われる租税回避であり、多国籍企業からすればダッチサンドイッチも地理的な優位性を求めた結果であると言えよう。

(3) その他の方法

その他に、Google 事案ではコストシェアリング契約が締結されている点も注目すべきである。アメリカ合衆国の親会社とアイルランドの A 社との間でコストシェアリング契約が締結されているため、親会社で無形資産の研究開発が行われたとしても、A 社がその費用の一部を負担することで、当該無形資産から生じる所得の一部が A 社に配分される。

(11) Google の海外事業における実効税率は 2.4%、アメリカ合衆国の連結ベース実効税率は 22.2% と低い。なお、アメリカ合衆国の連邦税は 35% である。

(12) 課税対象となる国内法人か否かは、実際に法人を管理している国や地域で判断される。

さらに、アメリカ合衆国では、法人自体に法人税を課するか、出資者などの構成員に直接課税するか（パススルー課税）の選択ができる。森信（2015）が指摘するように、パススルー課税を選択すると、B社はA社の支店とみなすことができるので、A社とB社は一つの会社と位置づけられ、さらにB社に実態があることからアメリカ合衆国のタックスヘイブン対策税制（サブパートF）は適用されない⁽¹³⁾。

なお、コストシェアリング契約やパススルー課税に関しては、OLI理論の内部取引の優位性から派生した結果であると考えられる。

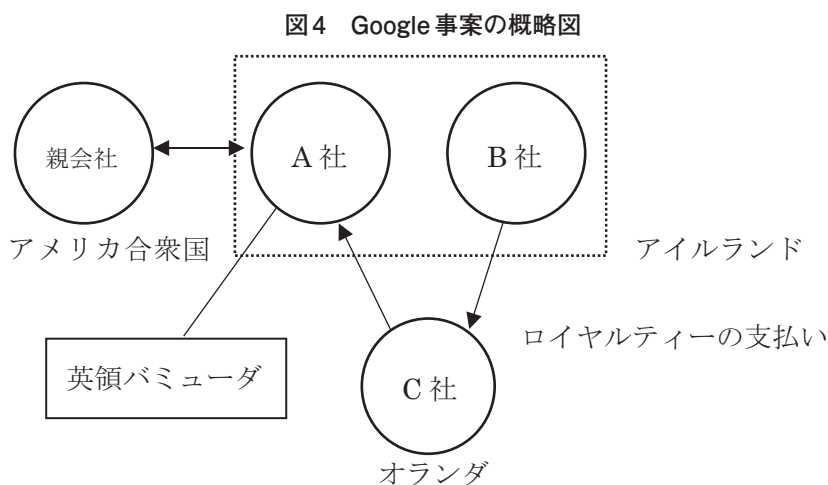
以上のように、Google 事案では、ダブルアイリッシュ、ダッチインサンドイッチなど複雑な方法を用いて租税回避が試みられており、アイルランド以外の租税国家がそれに対抗するには相当の困難が強いられると予想される。ただ、この場合、Googleは非合法な方法によったわけではなく、アイルランドという租税国家の正式なルールに従って巧妙ではあるが合法性を担保する形で租税回避を行ったことを忘れてはいけぬ。これは、OLI理論によれば、Googleが地理的な優位性を求め、アイルランドのルールを巧みに利用した結果であると解釈することができよう。

3. 租税回避の合法性とその防止

(1) 合法性のある租税回避防止の影響

近年、Googleなど多国籍企業による租税回避が深刻化している現状を鑑みて、OECDはBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転への対応）プロジェクトを設立し、その問題に対する取り組みに積極的になっている⁽¹⁴⁾。このプロジェクトにはOECD加盟国はもちろんのこと、非加盟国のG20メンバーも参加しており、この点からも高いレベルで世界が租税回避の防止に本気になったことは明白である。

その効果を考えれば、BEPSが進められることで、租税国家はこれまで以上に租税回避



(出所) 森信茂樹 [5] p.109 を参考に作成。

(13) 森信茂樹 [5] pp.111-112.

(14) BEPSに関しては、矢内一好 [6] を参照。

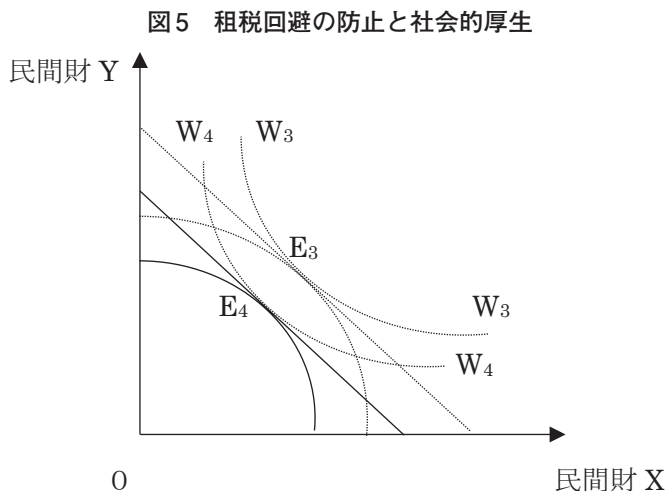
を積極的に防止することになると予想される。これまでの経験から、日本ではOECDの指針は厳守される傾向があるため、租税回避の防止は強化されると考えられる。ただ、注意すべきは、BEPSの進展に伴い合法性のある租税回避までも防止されることである。非合法的な租税回避と同様に合法性のある租税回避までも防止されるのは、社会的厚生観点から望ましいことではないであろう。

社会的厚生を最大にするためには、多国籍企業の行動選択を妨げてはいけない⁽¹⁵⁾。合法性のある租税回避の防止は、多国籍企業による租税回避という行動選択を社会的に妨げることを意味する。図5が示すように、多国籍企業が租税回避を行ったことで、費用負担が軽減され、その分民間財XとYの価格が抑えられ、社会的厚生は W_3W_3 で最大になると仮定する。この仮定のもと、合法性のある租税回避を防止すれば、費用負担は増大し、それが生産に反映されると価格は上昇するので、その結果として民間財XとYの生産可能性フロンティアは内側へ移動し、社会的厚生は W_3W_3 から W_4W_4 まで低下するであろう。

(2) 租税回避の合法性と非合法性の判断

パナマ文書が漏えいされたことで、BEPSを中心に世界が租税回避の防止にこれまで以上に積極的に取り組むことになれば、非合法的なものだけでなく合法性のある租税回避までも否認される可能性があるだろう。単純に合法性のあるものを否認する点でも問題であるが、さらには、上述の社会的厚生との関係からみてもそれは危険である。

そこで、将来を見据え、今から取り組むべきは非合法的な租税回避のみ否認される仕組みが構築されるべきであり、その前段階として、まず租税回避の合法性と非合法性を区分する方法が確立される必要がある。GAAR (General Anti Abuse Rule：包括的否認規定)はその一助となると期待できよう。なお、日本ではまだ導入されていないが、それ以外のG8諸国にはGAARがある。



アメリカ合衆国のGAARを参考に、その仕組みをみると、以下のテストの結果から、当

(15) 多国籍企業は寡占企業として認められるかもしれないが、本稿では完全競争市場において活動する企業と同じように行動をすることを考える。

該租税回避を否認すべきかが判断される⁽¹⁶⁾。

①客観テスト…納税者の経済的ポジションが税引前と税引後で有意に変化すること

②主観テスト…納税者にその取引を行う租税回避以外の相当な目的があること

例えば、現行の移転価格税制では、租税回避を目的とするか否かがその適用要件にされていないため、合法性のある租税回避を結果とする移転価格までも更正される危険性があるが、GAARによればその問題はなくなるであろう。タックスヘイブン対策税制では、現行の仕組みでもペーパーカンパニーでなければその適用はないが、GAARによれば、さらにその正確性が高まり、非合法的な租税回避だけがその対象になると期待できよう。

理論的に考えれば、このようなGAARのもと、非合法的な租税回避だけが防止されれば、社会的厚生は低下することはないであろう。確かに、多国籍企業の行動選択を歪めることになるが、しかしながら、それは非合法的なものであるから社会的には認められず、むしろ租税国家による租税回避の防止によって社会的厚生は最大になると期待できよう。

おわりに

本稿では、OLI理論を援用して、多国籍企業による租税回避の合法性に関して検討した。その結果は以下のようにまとめられる。

一般的には、租税回避は、節税と脱税の間にあるグレーゾーンに位置する問題であると認識され、むしろ脱税に近いものとして批判される。租税国家にとってもその認識は同じであるが、加えて、租税回避は、公共財を供給するための財源の喪失につながり、また社会的厚生を低下させる非合法的な問題として位置づけられる。

そのため、租税国家は様々な手段を用いて租税回避の防止に努めている。特に、租税回避の温床としてしばしば認められるタックスヘイブンを利用した租税回避は、タックスヘイブン対策税制によりその防止が試みられ、移転価格の操作による租税回避の防止は移転価格税制による。このような手段のもと、租税国家は社会的厚生を最大化を求める。

しかしながら、OLI理論からみれば、タックスヘイブンは、地理的な優位性をもたらす国や地域である。この考えを踏まえると、多国籍企業によるタックスヘイブンを利用した租税回避は地理的な優位性の結果であり、このような場合、租税回避を非合法とするのには無理があるだろう。OLI理論によれば、Google事案に関しても租税国家であるアイルランドの正式なルールを巧みに利用して、すなわち、地理的な優位性を求めて行われた、ダブルアイリッシュやダッチサンドイッチによる租税回避には合法性があると言えよう。

確かに、租税回避により社会的厚生が低下するならば、租税国家がその防止に努めるのは納得できるが、しかしながら、合法性のある租税回避を防止することは、多国籍企業の行動選択を歪めることになり、むしろ社会的厚生を低下させる可能性があるだろう。そこで、将来的には、租税回避の合法性と非合法性を判断するためのシステムを構築し、非合法的な租税回避だけを防止する仕組み作りを進めるべきではないだろうか。日本に限って言えば、まず包括的否認規制(GAAR)を導入すべきであろう。

(16) GAARの仕組みについては、森信(2015) pp.114-115を参照。EUのGAARについては、矢内一好[6] pp.325-330、ニュージーランドのGAARについては、岡村忠生[1] pp.241-263が詳しい。

参考文献

- [1] 岡村忠生『租税回避研究の展開と課題』ミネルヴァ書房, 2015年.
- [2] 川田剛『節税と租税回避』税務経理協会, 2009年.
- [3] 谷口勢津夫『租税回避論』清文社, 2014年.
- [4] 西野万里「企業の国際的租税回避と租税政策—タックス・ハイブン対策税制と移転価格税制を中心として—」『明大商学論叢』第76巻第4号, 1994年.
- [5] 森信茂樹『税で日本はよみがえる』日本経済新聞出版社, 2015年.
- [6] 矢内一好「BEPSと租税条約」『商学論纂』第57巻第1・2号, 2015年.
- [7] Dunning, J.H. (ed.), *The Theory of Transnational Corporations* (London: Routledge, 1993).
- [8] Dunning, J.H. (ed.), *Governments, Globalization, and International Business* (New York: Oxford University Press, 1997).
- [9] Eden, L., *Taxing Multinationals: Transfer Pricing and Corporation Income Taxation in North America* (Toronto: University of Toronto, 1998).
- [10] OECD, *International Tax Avoidance and Evasion—Four Related Studies—* (Paris: OECD, 1987).
- [11] OECD, *Economic Effects of and Social Responses to Unfair Tax Practices and Tax Havens* (Paris: OECD, 2000).

(2016.7.21 受稿, 2016.8.29 受理)

〔抄 録〕

本稿では、OLI理論を援用して、多国籍企業による租税回避の合法性について検討している。結論を先に述べれば、OLI理論によれば、多国籍企業によるタックスヘイブンを利用した租税回避は、地理的な優位性を求めた結果であり、合法性があると認められる。

一般的に考えれば、租税回避は、限りなく非合法的な問題として批判される。また、租税国家にとっては、公共財の供給財源の喪失をもたらし、かつ、社会的厚生を低下させる要因として対処される。しかしながら、OLI理論の観点からは、タックスヘイブンを利用した租税回避は、地理的な優位性を求めたものであり、この場合、租税国家の正式なルールに従っていることを考えれば、その租税回避には合法性があると言えよう。

ただ、世界が租税回避の防止に積極的に取り組み始めた中では、合法性があるか否かに関係なく租税回避すべてが否認される可能性が出てきた。それは、多国籍企業の行動選択を歪めることになり、その結果として、むしろ社会的厚生が低下するかもしれない。このような事態を回避するためには、非合法的な租税回避のみを否認する仕組みの構築が急がれよう。